

川崎市営霊園

一般墓所ご利用上の手続等について

(令和 6 年 4 月改訂版)

川崎市営霊園（緑ヶ丘霊園・早野聖地公園）の一般墓所のご利用にあたり、必要な手続きの概要は次のとおりです。なお、墓地内土地一時利用申請を除くすべての申請や届出等は原則として、利用者ご本人様が手続きしていただきます。利用者ご本人様がお手続きに来られない場合は、表中の書類や利用者の印鑑等のほかに、委任状・代理の方の身分証明証（運転免許証等）が必要となります。なお委任できる方は原則ご親族に限ります。

1 ご遺骨の埋葬・改葬・分骨

ご遺骨をお墓に納める場合や納骨されているご遺骨を他の墓地に移す場合は、事前のお届けが必要となります。

無届けで埋葬等を行うことは、法律違反となりますので、ご注意ください。

なお、納骨やご遺骨の取り出しに伴うカロート（納骨施設）上の排石は、利用者又はその代理の方が開閉するようお願いいたします。納骨できるのは焼骨（遺髪、その他これに類するものを含む）に限られます。

(別表 1, 2, 3, 1 1, 1 2 参照)

2 墓地利用者の名義変更（承継）

利用者の死亡等により名義を変更（承継）するときは、すみやかに届け出て、市長の許可を受けてください。

承継原因

承継が認められる場合は次の場合となります。

- ①使用者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- ②使用者が後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき。
- ③祖先の祭祀を主宰する者を変更する必要が生じ、使用者が承継者を指定した場合その他市長が特別に必要があると認めた場合で、使用者が承継者を指定したとき。
- ④家庭裁判所が承継者を指定したとき。

承継者となる者

承継者は使用者に代わり祖先の祭祀を主宰する者でなければなりません。

- ①使用者の親族（民法第 725 条）（【承継原因③】においては、原因発生前の者）

配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族

- ②特別縁故者（民法 958 条の 3）

内縁の配偶者、特別の縁故のあった者等

- ③当該墓所に埋蔵されている者又は霊堂に収蔵されている者の親族（但し、墓所を承継しようとする場合は埋蔵者が埋蔵当時の使用者の親族であった場合に限る。）

- ④その他

・使用者の遺言により指定された者

- ・【承継原因②】における後見人等により指定された者
- ・家庭裁判所が指定した者

承継者の順序

①使用者、家庭裁判所、後見人等が承継者を指定した場合。

指定された者

②使用者が死亡又は失踪宣告を受けたときで、指定がない場合

- ・使用者の配偶者及び子（第1順位者）のうち、祖先の祭祀を主宰していることを自ら疎明した者
- ・第1順位者全員の協議により定められた者
- ・第1順位者が存在しない場合で、第2順位者（第1順位者以外の親族及び特別縁故者等）のうち、祖先の祭祀を主宰していることを自ら疎明した者
- ・第1順位者が存在しない場合で、第2順位者の協議により定められた者

※ 利用者と承継者の関係によって必要書類が異なりますので、あらかじめ事務所までお問い合わせください。

(別表4参照)

3 住所・本籍・氏名の変更

住所・本籍・氏名を変更されたときは、すみやかに届け出てください。

住居表示の実施等による住所の変更でも届け出が必要です。

(別表5, 6, 7参照)

4 墓地利用許可証の再交付

墓地利用許可証を紛失又は汚損されたときは、再交付を受けてください。

(別表8参照)

5 埋葬場所（墓所）の返還

利用されている墓所が不用になったときは、返還手続きを行ない、埋葬場所を原状に復して返還していただきます。利用許可の日から3年以内の場合は、納入された使用料の半額をお返しいたします。

(別表9参照)

6 墓所工事等の届け

一般墓所に墓碑・囲い・その他の工作物を設けるときは、事前に工事施工者と連名で届け出て許可を受けてください。

なお、この場合、規則により高さ制限（墓碑の高さ2メートル以内）などがありますのでご注意ください。また、1墓所は1墓碑で、墓碑名は原則として利用者又は埋蔵者の家名（例「〇〇家」2家名まで）若しくは抽象的表現（例「やすらぎ」「和み」など）としていただきます。利用者の家名とすることができない等、特別な事情がある場合にはご相談ください。

詳しくは、「墓地内土地一時利用（工事施工届）の手続等」のリーフレットをご参照ください。

◎ 利用上のご注意

- 1 利用者が次に該当する場合は、川崎市墓地条例により利用許可を取り消されることもありますのでご注意ください。
 - (1) 利用者が死亡した日から3年を経過しても承継人がいないとき。
 - (2) 2年以内に墓所の利用をはじめないとき。
 - ※ 都合により2年以内に墓石工事ができない場合は、囲いを設置し利用者名を記した標識を設け、利用場所を明示してください。
 - (3) 3年間管理料を納めないとき。
 - ※ 管理料は「納入通知書」を郵送いたしますので、記載されている期日までに、指定の金融機関で払い込んでください。
 - (4) 墓地以外の目的に利用したとき。
 - (5) 他人へ転貸したとき。
 - (6) 川崎市墓地条例又はそれに基づく命令に違反したとき。
- 2 墓所内の墓碑・囲い・その他設備の盗難、損傷等につきましては、一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- 3 管理の都合上、納骨施設等を確認することがありますので、ご了承ください。
- 4 墓所内の草刈り等、管理は利用者の責任で行なっていただきますので、ご了承ください。
- 5 人間以外（ペット等）の遺骨を埋葬することはできません。

川崎市緑ヶ丘霊園

川崎市霊園事務所

〒213-0033 川崎市高津区下作延 1241 番地

電話 044-811-0013 FAX 044-819-4882

川崎市早野聖地公園

川崎市早野聖地公園事務所

〒215-0016 川崎市麻生区早野 732 番地

電話 044-987-7855 FAX 044-322-0807

別表

No.	手続き内容	ご用意いただくもの	説明	手数料
1	市営霊園への納骨 <ul style="list-style-type: none"> ・市営霊園への埋葬 ・他の墓地から市営霊園への改葬 ・他の墓地から市営霊園への分骨 	墓地利用許可証 埋火葬許可証 改葬許可証 分骨証明書 } のいずれか	埋・改葬等を行う場合は事前の届け出が必要です。 納骨に伴うカロート（納骨施設）上の拝石は、利用者又はその代理の方が開閉するようお願いいたします。	無料
2	市営霊園から 他の墓地への改葬	墓地利用許可証 * 改葬先の所在地・名称	事務所でのお手続き後、お渡しする書類を所轄の区役所に持参し、区長の許可を得る必要があります。ご遺骨取り出しに伴うカロート（納骨施設）上の拝石は、利用者又はその代理の方が開閉するようお願いいたします。 *改葬先の所在地等はメモ書きで構いません。	一体につき 300円
3	他の墓地への分骨	墓地利用許可証 * 分骨先の所在地・名称	本骨は市営霊園に納めたまま、他の墓地に分骨する場合の手続きです。 *分骨先の所在地等はメモ書きで構いません。	一体につき 300円
4	名義変更（承継）	共通書類 ①承継使用申請書 ②墓地使用許可証 ③申請者の住民票（本籍・続柄記載のもの） ④申請者の戸籍謄本（申請日前6ヶ月以内に発行のもの） ⑤誓約書（実印を押したもの） ⑥印鑑登録証明書（申請日前3ヶ月以内に発行のもの）	承継には、利用者が死亡したときや、祭祀を主宰することが困難になった場合など条件があります。 変更の理由や利用者と承継者の関係によって必要な書類が各々異なり、共通書類以外の書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に事務所までご相談ください。 ※主な変更事由別の必要書類については、本資料の7、8、9ページをご参考ください。 ※承継手続き必要書類7ページ（変更理由別） ※承継手続き事例図8、9ページ	1,300円

5	住所変更	墓地利用許可証	<p>転居や住居表示の実施で住所に変更があった場合のお手続きです。長期間お手続きに来ることができない場合には、郵送で登録情報を変更することができます。郵送の場合の必要書類等の詳細は、事務所までお問い合わせください。</p>	無料
		住民票(本籍記載) 運転免許証 マイナ保険証 (資格確認書) *住居表示実施の場合、上記の他 住居表示の通知書 お知らせのはがき		
6	本籍変更	墓地利用許可証	<p>本籍に変更があった場合のお手続きです。長期間お手続きに来ることができない場合には、郵送で登録情報を変更することができます。必要書類等の詳細は、事務所までお問い合わせください。</p>	無料
		住民票(本籍記載) 戸籍謄本・抄本		
7	氏名変更	墓地利用許可証	<p>氏名に変更があった場合のお手続きです。</p>	無料
		戸籍謄本・抄本のいずれか		
8	墓地利用許可証の再交付	住民票(本籍記載)	<p>再交付後に旧許可証が見つかったときには、旧許可証を事務所まで返却してください。</p>	500円
9	埋葬場所(墓所)の返還	墓地利用許可証	<p>埋葬場所は、返還のお手続きの日から一か月以内に、原状に復して、遺留物が無いことを確認(※)していただきます。 尚、返還の手続が行われた年度分まで管理料が発生します。</p>	無料
		印鑑登録証明書		
		実印		
10	土地一時利用(墓石工事)	墓地利用許可証(写)	<p>工事施工者が代理者となり申請することが出来ます。申請から許可までは、最大で2週間かかります。詳しくは工事のリーフレットをご参照ください。 *利用面積は墓所面積の2倍として計算します。</p>	利用面積* 1㎡ あたり 500円
		土地一時利用申請書		
		施工図面		
		現況写真		
11	墓地利用権証明書	墓地利用許可証	<p>他の墓地から市営霊園へご遺骨を改葬する際に、ご遺骨の現存する市町村より、受け入れ証明書を求められた場合に使います。</p>	300円
12	埋葬証明	墓地利用許可証	<p>ご遺骨が市営霊園に埋葬されていることを証明する書類です。他の霊園に墓地を求める際や改葬する際などに必要となる場合があります。</p>	300円

(※) 原状回復・遺骨の確認について

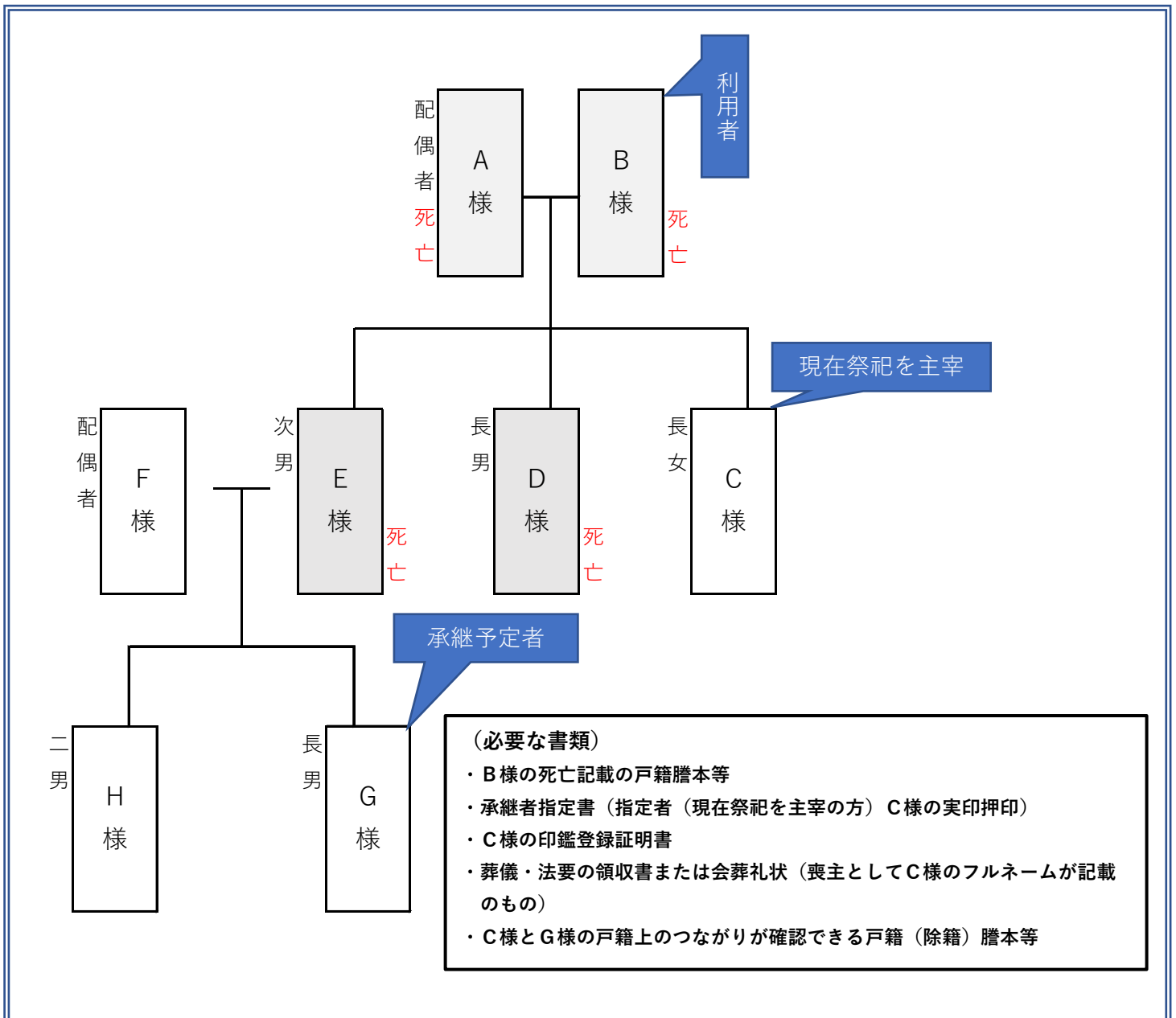
- 墓碑、囲い、カロート(納骨施設)等利用していたすべての設備を撤去（樹木があれば伐採、抜根）していただきます。
- カロート底面部から 30cm（許可後、カロートを設置していない墓所は地盤から 30cm）掘り下げた状態で、事務所職員立ち会いのもと、遺留物が無いことを確認して頂きます。

承継手続きには、「共通書類」のほかに変更理由や利用者と承継者の関係によって必要な書類がございます。
 主な変更理由による必要書類は以下となります。
 詳しい説明が必要な場合もございますので、手続きの際は事前に霊園事務所にご相談ください。

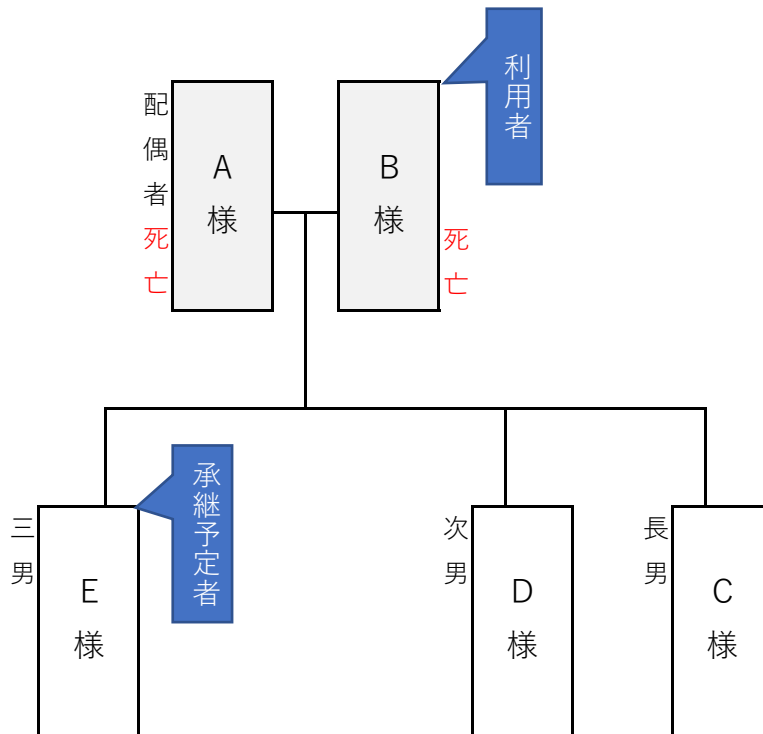
主な変更理由		承継者	必要な書類（提出書類はコピー不可です。）
①利用者が死亡した場合	承継する者を遺言書等で指定している場合	指定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の死亡記載の戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの） ・承継者の指定の記載がある書類（遺言書等）
	承継する者を指定していない場合	祖先の祭祀を主宰している者	<ul style="list-style-type: none"> ・祭祀を主宰していることが確認できる書類 利用者の葬儀・法要の領収書、または会葬礼状（喪主として承継者1名のみ のフルネームが記載されているもの） ・利用者を緑ヶ丘霊園・早野聖地公園に納骨しない場合は死亡記載のある戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの）
		親族等の協議等により定められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の初婚から死亡までの本籍が連続して繋がる全ての戸籍謄本等（発行から6か月以内のもの） ・承諾書 協議者全員の記名が必要、申請者と代表者1名については実印の押印が必要です。 ・実印を押した者の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） ・「協議者全員」の戸籍上のつながりが確認できる戸籍謄本等 ※「現在の祭祀主宰者から承継者を指定された場合」は、承継者指定書など必要書類が異なります。例1、2を御確認ください。
②利用者が生前に承継する場合	指定された者	第一順位者の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・承継者指定書に利用者の実印を押したもの ・利用者の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） 第一順位者以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と承継者の繋がりがわかる戸籍謄本等 	

その他の変更理由による承継手続きの場合は、霊園事務所にお問い合わせください。

例 1 : 現在祭祀を主宰してる者から祭祀承継者として指定された者



例2：承継者が親族等の協議等により定められた者（C、D、E様が協議、E様が承継の場合）



(必要書類)

- ・ B様の死亡記載の戸籍謄本等
- ・ C様、D様の承諾書（申請者（承継予定者）E様と代表者1名（C様またはD様）の実印押印したもの
- ・ 申請者E様と代表者1名（C様またはD様）の印鑑登録証明書